

活動方針策定の趣旨等

- 本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り本方針を策定する。
- 部活動を実施する上では、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- また、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に係る相談・要望の窓口

- 連絡先：住所 〒047-0002 小樽市潮見台 2 丁目 1-1 FAX: 0134-22-5954
電子メール: otaruchouryou-z0@hokkaido-c.ed.jp
- 担当：仲見孝仁教頭（全日制） 岡山泰治教頭（定時制）

(2) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 部活動顧問は、経費等に係る資料を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得る。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、適正な数の部を設置する。
- 校長は、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど十分考慮する。
- 校長は、部活動顧問会議等を定期的に設ける。
- 校長は、部活動指導員の配置に当たって、科学的な指導、体罰の厳禁などについて指導し、徹底させる。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。

(1) 部活動における適切な指導のための留意点

- トレーニング効果を得るためや生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ること
- 過度の練習が必ずしも能力の向上につながらないだけでなく、他の様々な活動に参加する機会を奪う可能性があること
- 生徒の能力・技能の向上や、生涯を通じて部活動で行った活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること
- 生徒がバーンアウトすることなく、部活動の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導すること
- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 部活動用指導手引の活用

- 部活動顧問は、関係団体等が作成した指導手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日・活動時間の設定【原則設定】

- 平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上、週当たり2日以上休養日を設け、年間104日以上を休養日とする。
- 学校閉庁日は休養日とする。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。
- 大会の1ヶ月前や合宿などの場合に限り、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度、1週間の活動時間は長くとも16時間程度とし、大会・合宿を含む3週間の平均で調整するものとする。
- また、週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるなど、大会・合宿を含む3週間の平均で調整するものとする。

(2) 弾力的な休養日・活動時間の設定【弾力設定】

- 部活動顧問からの申出により、北海道教育委員会が別に定める要件に当てはまり、校長が当該部活動の活動計画及び活動実績等を確認した上で、次の弾力的な休養日・活動時間の設定を認める。
- 学期中は、平日に週1日(年間52日)以上、週末又は祝日に月1日(年間12日)以上の休養日を設け、年間73日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

(3) 部活動の特性に応じた休養日・活動時間の設定【特性設定】

- 積雪などにより活動が制限される特性がある部活動においては、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、次の特性に応じた休養日・活動時間の設定を認める。
- 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とする。
- 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)が3時間程度となるように実施する。

4 部活動の充実に向けて

- 校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努める。
- 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とすること、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為をしないこと、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うことの徹底を図る。
- 保護者に対する部活動公開を通して、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組む環境づくりに努める。

終わりに

- 校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。